

令和6年7月29日実施

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名 _____

受験者名 _____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
6. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般

旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。

7. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。
13. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の目的は、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]

15. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、() に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]
16. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の() を受けなければならない。
[A. 承認 B. 許可 C. 免許]
17. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに() を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
[A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款]
18. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の() に努めなければならない。
[A. 向上 B. 維持 C. 確保]
19. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年() までに届け出なければならない。
[A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日]
20. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、()、弁明しなければならない。
[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び() について報告を求めなければならない。
[A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態]
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、() に運行指示書を作成しなければならない。
[A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]
23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の() を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かななければならない。
[A. 履歴書 B. 乗務員台帳 C. 乗務員証]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。
[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃]
25. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（ ）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
[A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修]
26. 自動車の（ ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
[A. 所有者 B. 使用者 C. 運転者]
27. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]
28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）日以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（×）
- 2.（運送法22条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法23条3項）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した時は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 4.（運送法25条）一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。（○）
- 5.（運送法30条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（○）
- 6.（運送法33条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（×）
- 7.（運送法40条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から6ヶ月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（×）
- 8.（運送法施行規則10条の2）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。（○）
- 9.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 10.（運輸規則10条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（○）

- 1 1. (運輸規則 15 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。(○)
- 1 2. (運輸規則 28 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(○)
- 1 3. (運輸規則 47 条の 7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(○)
- 1 4. (運送法 1 条) 道路運送法の目的は、道路運送の (A:利用者) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。
- 1 5. (運送法 2 条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C:他人の需要) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- 1 6. (運送法 4 条) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の (B:許可) を受けなければならない。
- 1 7. (運送法 12 条) 一般旅客自動車運送事業者 (一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。) は、運賃及び料金並びに (C:運送約款) を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 1 8. (運送法 22 条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の (A:向上) に努めなければならない。
- 1 9. (運送法施行規則 66 条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年 7 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る変更について、毎年 (C:七月三十一日) までに届け出なければならない。
- 2 0. (運輸規則第 3 条) 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、(C:遅滞なく)、弁明しなければならない。
- 2 1. (運輸規則 24 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び (B:運

行の状況)について報告を求めなければならない。

22. (運輸規則28条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C:運行ごと)に運行指示書を作成しなければならない。
23. (運輸規則37条1項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の(B:乗務員台帳)を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。
24. (運輸規則44条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を(A:常に清潔に保持)しなければならない。
25. (運輸規則48条の3) 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる(A:業務の適確な実行)及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
26. (車両法47条) 自動車の(B:使用者)は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
27. (車両法52条) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(B:十五日)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
28. (事故報告規則4条) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(B:二十四時間)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
29. (運送法7条) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が1年以上の懲戒又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から(5)年を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。
30. (報告規則2条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(100)日以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。